

資料 3:用語集

【あ行】

a(アール)

面積を表す単位で、 $10\text{m} \times 10\text{m} = 100 \text{ m}^2 = 1\text{a}$ (参考:
田畑を表す単位 $1\text{ha} = 100\text{a} = 10000 \text{ m}^2$)

生け垣の築造への助成

生け垣の築造に対する工事費の一部を助成する制度
のことです。

(条件)①常緑樹で60cm以上②1mにつき3本を植え
込む③連続植え込みが2m以上④フェンスを併設する
場合の透過率70%以上

生け垣の保全への助成

一定の要件を満たす生け垣の所有者に対し、保全費
の助成を行うものです。

(指定条件)①建築基準法上の道路(幅員4メートル
以上)に面していること②生け垣の高さ(樹高)が60セ
ンチメートル以上のもの③生け垣の長さ2メートル以上
のもの④樹木を列状に植え込み、垣の形にした一列
の植栽であること⑤生け垣としての外観を損ねない程
度のフェンスとの併設も可(ブロック塀との併設は不
可)

指定期間は5年間で、所有者は生け垣を適正に管理
し保護育成に努める義務があります。

イントラネット

インターネット等の技術を用いることで利便性を高め、
かつアクセスできる端末を制限する事で安全性を高め
た企業内ネットワークのことです。

エコウィーク

「マイバッグ利用促進強化週間」として「エコ・シティ茅
ヶ崎マイバッグ推進会議」が設定しています。期間中
に市内の大型店・商店会でクイズを配布し、答えるとオ
リジナルエコバッグがもらえるキャンペーンを開催して
います。

エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議

消費者と事業者がマイバッグの推進を通じて環境・資
源保護に努めることを目的に、平成15年4月1日に
設立した団体のことです。茅ヶ崎市商店会連合会、茅
ヶ崎商工会議所、茅ヶ崎市大型店連絡協議会、茅ヶ
崎市消費者団体連絡会、茅ヶ崎市が構成メンバーと
なっています。

エコファーマー

各都道府県の知事から認定を受けた、たい肥等を使
った土づくりや、減農薬などの環境に優しい農業に取
り組む事業者のことです。

LED照明

従来の電球に比べ電力使用量が少なく、寿命が長い
照明のことです。白熱電球と比べると電力使用量は約
8割削減、寿命は約40倍です。また、蛍光灯と比べ
ると電力使用量は約2割削減、寿命は約7倍です。

援農ボランティア制度

農作物の栽培技術を習得しながら健康づくりをしたい
方へ農業従事者の不足を感じている農家でのお手伝
いを通じて余暇の充実を図る制度のことです。

おいしい茅ヶ崎

市民提案型協働推進事業としてNPO法人湘南スタイ
ルと茅ヶ崎市が運営するポータルサイトのことです。
「地産地消」をテーマに茅ヶ崎市の農業情報を発信し
ています。《内容》市内農業イベント情報、市内農産物
直売所紹介、朝市情報、市内農家の紹介、地産地消
のレストラン紹介、料理レシピの紹介、農業を体験でき
る講座や制度の紹介、農業体験記紹介、その他。また、
メールマガジンを月1回発行し、携帯電話向けのサイ
トも開設しています。

【か行】

かながわ農業サポーター制度

市民農園の規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った方に対する、農業生産物の販売を視野に入れた農業への支援制度のことです。この制度により農業者以外の方に対し、農業への新規参入を促進し、耕作放棄地の解消等農地の保全を目指しています。

環境指導員

①ごみ集積場所でのごみの分け方及び出し方の指導
②ごみ集積場所の管理等に関する指導③ごみの減量化、資源化及び排出指導等に関する会議、研修会等への出席④その他ごみに関する市及び自治会との連絡調整などを行っており、住民と行政をつなぐパイプ役を務めています。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業のことです。

環境保全型農業直接支援対策事業

農林水産省の制度で、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから 5 割低減させる取り組みと、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動をセットで行う場合に支援が受けられます。

記念樹の配布事業

家屋を新築した方に記念樹を配布する事業。オリーブやドウダンツツジなど複数種の樹木の中から選ぶことができ、鉢植えできるような小さな木から、成長すると 10m 以上になる木まで様々な種類を植栽スペースに合わせて選ぶことができます。

グリーンバンク制度

不要になった樹苗樹木を市が受け取り、堤樹木センターで公開し必要な方へ引き渡す制度のことです。

景観資源

茅ヶ崎市景観条例第 15 条第 1 項に基づき、地域の魅力を活かした景観まちづくりの推進を図るため、ちがさき景観資源として指定したものです。

(指定条件) 建築物、工作物その他の物件、樹木若しくは樹林またはこれらのものが一体をなしてその価値を形成している区域等で良好な景観の形成に重要な価値があると認められるもの。

コア地域

本計画では、平成 15 年～17 年度にかけて実施した「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において、自然環境上特に重要な地域としてあげた 7 地域を生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア)となる「コア地域」として優先的に保全していくこととしています。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のことです(農林業センサスより)。遊休農地と比べると対象範囲が狭くなります。

耕作放棄地解消ボランティア制度

農作物の栽培技術を習得しながら健康づくりをしたい方へ耕作放棄した農地を所有する農家とともに、農地復旧の手伝いを通して余暇の充実を図る制度です。

コージェネレーションシステム

発電とともに発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムのことです。総合熱効率の向上を図ることができます。

ごみ減量・リサイクル推進店

容器・包装類を減らすため、市民と販売店と市が相互に協力しながら簡易包装の推進とごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいることを市の制度により認定された店舗のことです。

【さ行】

サイクルアンドバスライド

バス停まで自転車で行き、バス停付近の駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えるシステムのことです。

寒川広域リサイクルセンター

資源循環型社会の形成を目指し、リサイクルのさらなる推進を図るために、寒川町と共同で建設しました。平成 24 年 4 月 1 日より本稼働を開始し、茅ヶ崎市と寒川町から収集した資源物を選別・圧縮して再生業者に引き渡すまでの中間処理を行っています。

指標種

茅ヶ崎らしい自然に生育・生息する代表的な種として選定した生物。植物、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、昆虫類、甲殻類、貝類に分類されます。

市民提案型協働推進事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、茅ヶ崎市と協働して行う事業のことです。

使用済小型家電の収集

携帯電話などの小型家電には鉄や銅の金属のほか、金や希少金属（レアメタル等）が利用されていますが、使用済の小型家電はごみとして捨てられたり、家庭で眠ったままになっています。市では、大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行っています（「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が平成 25 年 4 月 1

日に施行）。

湘南エコウェーブ

茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の 2 市 1 町が連携して環境活動に取り組むプロジェクトのことです。未来を担う子どもたちに湘南の豊かな環境を伝えようと地球温暖化防止を目的に様々な活動をしています。

新エネルギー

「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのことです。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用等 10 種類が指定されています。

人工草地

この報告書では、ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇等を指します。

水害防備保安林

洪水時に氾濫する水の流れを弱め、漂流物による被害を防ぐため農林水産大臣または知事によって指定される森林のことです。

スクールエコアクション

学校版環境マネジメントシステムのことで、学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるように、学校自らの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくシステムや取り組みのことです。

生物多様性

すべての生き物の「個性」と「つながり」であり、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の 3 つのレベルがあります。生物多様性の恵みにより、人間を含む生き物の「いのち」と「暮らし」が支えられています。(茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)より)

【た行】

太陽熱利用設備

太陽からの熱エネルギーを使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのことです。

たん反

面積を表す単位で、1 反=約 300 坪=約 992 m²

ちがさきエコネット

市民・事業者が地球温暖化対策に関する必要な情報を簡単に取り出し、相互に意見交換ができ、多くの市民・事業者の参加を促すことができる地球温暖化対策に関するポータルサイトのことです。

ちがさきエコシート

毎月の電気・ガス・水道などの検針票や領収書から、エネルギーの使用実績を記載し、家庭・事業所からの二酸化炭素排出量や取り組みによる削減量を算出し、市へ報告していただくものです。

ちがさきエコスクール

平成 25 年 3 月に開設した環境学習支援サイトのことです。全ての学校が情報にアクセスできるよう、市職員が提供する環境プログラムを「出前授業」一覧としてホームページで公表しています。また、出前授業の実施状況を各担当課から環境政策課に報告する仕組みを構築したことにより、環境学習の実施状況をより的確に把握することが可能となっています。

茅ヶ崎おひさまクレジット

家庭に設置した太陽光発電設備により発電し、自家消費した分を太陽光発電の「環境価値(CO₂排出削減量)」として企業に売却する制度のことです。

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金

市内に残された緑地を共有財産として保全するために準備している資金のこと。これまでの実績として、平成 4~8 年度に「松が丘緑地」約 3,000 m²、平成 21 年度に「松浪緑地」約 960 m²、平成 24 年度に「清水谷」約 958 m²を取得しています。

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会

市内事業者により構成され、里山保全事業、視察・見学会、各会員の事業見学会等を通じた緑化推進のための活動を行っています。

茅ヶ崎ハレの日パッケージ

七夕・浜降祭・クリスマス・正月・誕生日などをデザインしたロールの包装紙やシールのことです。参加店は普段は基本的に包装を行わず、贈答やお祝い事などのハレの日にパッケージを希望する方には「茅ヶ崎ハレの日パッケージ」による簡易包装でめでたさを伝えます。

茅産茅消応援団

「茅産茅消」とは「地産地消」(地元のを地元で消費すること)の茅ヶ崎版のことです。茅ヶ崎青果商組合が主体となり、茅ヶ崎市民が”新鮮な”茅ヶ崎産農産物を”いつでも手軽に”消費できることを目指して、地産地消の周知等の取り組みを行っています。

鶴嶺参道歴史ひろば

「鶴嶺八幡宮の参道及び参道松並木」は市の史跡及び天然記念物に指定されています(昭和 44 年 8 月 15 日指定)。その参道の真ん中あたりにできたポケットパ

一々のことです。「ひろば」には、「まちの宝物」である文化財に親しめるよう、参道と松並木の歴史を語る説明板を設置しています。

冬期湛水

稲刈りが終わった水田に冬期も水をはる農法。慣行農法の圃場ではすぐに効果が出ませんが、冬期も湿地状態が続く水田では、微生物からイトミズ、魚類などが生育可能となり、さらにそれを捕食する雁・鴨類、トキなど鳥類まで渡来するようになり、生物多様性の保全と再生につながります。

特別緑地保全地区

緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を目的として都市計画決定した地区のことで、法的に建築や造成などの一定の開発行為を規制することで、自然環境の保全を図ることができます。

【な行】

生ごみ処理機

手動式と電動式があり、微生物等により生ごみを堆肥に変えます。生ごみ処理容器より高価ですが、微生物の働きを活性化させるなどの機能が充実しています。

生ごみ処理容器

生ごみ処理機と同様に土の中にいる微生物等の「発酵・分解」の働きにより生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器のことで。

【は行】

パワーコンディショナ

太陽光発電システムや家庭用燃料電池により発電された電気を家庭などの環境で使用できるように変換する機器のことで。ソーラーパネルなどから流れる電気

は通常「直流」ですが、家庭で用いられている「交流」に変換することで、通常利用可能な電気にすることができます。

パワーボックス

電気自動車から家電製品に給電する機械のことで。最大1500Wまで取り出すことができ、非常時や外出先などで使用できます。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できる環境条件を備えた一定のまとまりの空間をいいます。近年では、自然環境を保全し創造するため人為的に創りだされた生物生息空間に対してもこの言葉が用いられます。

人・農地プラン

耕作放棄地の増加等の「人と農地の問題」の解消のため、それぞれの地域で中心となる農業者・新規就農者を位置づけ、有料農地の集約、斡旋を図り、農業の保全と有効活用を図る制度のことで。本プランの作成により、青年就農給付金(国の10/10補助)の給付が可能となりました。

不用品登録制度

まだ使えるのに不用になったもの・眠っているもの・捨てるものを市へ登録し、必要な方へ引き渡す制度のことで。

ふるさと納税

自分の生まれ故郷や応援したい自治体に対し、寄附(ふるさと納税)をすると、今お住まいになっている自治体に納める住民税や所得税が一定額まで控除される制度です。

文化資料館移転整備事業

施設の老朽化や展示・保管スペースの確保、駐車場

の不足等により、現在の民俗資料館との一体的管理や下寺尾地区の史跡、遺跡との連携を図るため、公共施設整備・再編計画で堤地区へ移転することが位置づけられています。

ぼかし堆肥

農家が昔から行ってきた土作りの技術で、複数の有機物を混ぜて発酵させた肥料のことです。土中の有用微生物を増やし、地力増進効果や、作物に利用しやすい養分を供給する効果があります。緩効性の肥効があり、肥料成分の流亡が少ないことから、近年、環境保全型農業として注目が集まっています。

ほ場(圃場)

作物を栽培する田畑や農圃のことです。田、畑、果樹園、牧草地などの言葉ではそれぞれで育てられている農産物が限定されますが、圃場はあらゆる作物を栽培している場所に使えます。

保存樹木

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 6 条第 1 項に基づき、緑豊かなまちづくりの推進に向けて、樹木の所有者に対し保全費の助成を行うものです。

(指定条件)①地上 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上であること。②高さが 15 メートル以上であること。③株立した樹木で幹周が 3 メートル以上であること。④はん登性樹木で枝葉の面積が 30 平方メートル以上であること。

保存樹林

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 6 条第 1 項に基づき、緑豊かなまちづくりの推進に向けて、樹木の所有者に対し保全費の助成を行うものです。

(指定条件)①樹林の面積が、500 平方メートル以上で

あること、②樹木が健全で、集団の樹容が美観上特に優れていること。

保全配慮地区

都市緑地法第 4 条の「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

【ま行】

まっぷ de ちがさき

茅ヶ崎市内の情報を検索し、地図上で視覚的に確認できる地図検索サービスのことです。ルート検索もできます(バスの路線にも対応しています)。

【や行】

谷戸

丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

遊休農地

①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地か、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)のことです(農地法より)。耕作放棄地と比べると遊休農地は対象範囲が広がっています。

遊水機能土地保全事業

市内にある遊水機能を有する土地を保全するため、土地所有者に対し補助金を交付しています。土地保全を奨励することで、雨水の貯留浸透を促進し浸水被害の防止または軽減を図るとともに、自然環境の保全にも寄与します。補助金額は 1 m²あたり年 50 円。(補助要件あり)

養浜

侵食傾向にある海岸線等に人工的に砂を供給して海浜を造成することです。

予約型乗合バス

個々の利用者の要求を受け、全体の運行効率を考慮しつつ乗合を発生させながら運行するバスのことです。

【ら行】

リサイクル率

ごみの排出量に占める資源物の割合。(資源物として回収したもの+収集後の選別処理により回収したもの+焼却灰の溶融化量等)を(ごみ排出量)で除したものの。

緑化重点地区

都市緑地法第 4 条の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

緑肥

後から栽培する作物の肥料にすること、またはそのための植物のことです。土壌の改善や連作障害の防止、雑草の抑制、地球温暖化防止、農薬使用低減などが期待されます。

レンゲ草

根に「根粒菌」という細菌をすまわせており、根粒菌によりレンゲ草は窒素をたくさん蓄えた肥料のようになり、田植えの前にレンゲ草を土の中に混ぜ込むことで、腐葉土のように分解され土の中の肥料分が多くなります。